

平成 23 年 12 月 28 日

香川県観音寺市本大町 1673 番地 3

協和開発株式会社

株式会社フロンティア

代表取締役 三谷 利憲

## 東日本大震災に関する支援について（第 4 報）

### ■ 賃貸物件の無償あっせん

当社では香川県と社団法人香川県宅地建物取引業協会が締結した「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」（平成 17 年度締結）に基づき、被災をされた皆様に対し、無償にて当社営業エリアの賃貸住宅情報の提供並びにあっせんを当分の間実施させていただきます。

### ■ 「観音寺市東日本大震災被災者に対する緊急住宅対策事業補助金」を活用した賃貸物件の提供

#### 1. 提供開始

平成 23 年 12 月 28 日より提供を開始します。

#### 2. 提供物件

(ア) 当社管理物件の中で、所在が観音寺市である物件を対象とします。

(イ) 通常の賃料（敷金 0 システム）で 5 万円を超えるものについては、最大で 1 万円の値引きをし、できるだけ 5 万円で収まるようにいたします。この賃料については補助金が終了した後も引き継がれるものとします。

#### 3. 契約形態

通常の建物賃貸借契約書を締結し、ご入居いただきます。

#### 4. 入居条件等

(ア) 入居対象者について

- ① 「観音寺市東日本大震災被災者に対する緊急住宅対策事業補助金」の交付が受けられる方。
- ② 暴力団構成員等の入居はできません。

(イ) 入居期間

2 年間を一区切りとし、引き続きご入居いただく場合は更新契約を交わしていただきます。

(ウ) 費用等について

- ① 敷金・連帯保証人は不要です。
- ② 水道・光熱費等については入居者の自己負担とします。
- ③ 住宅総合保険の加入については入居者の自己負担とします。(年間¥7,000~¥8,000程度)

5. その他

提供する住宅には、エアコン・照明器具・カーテン・ガスコンロを設置します。

■当社管理物件の無償提供

当社では、東日本大震災の被災者の方を対象に、当社管理物件を下記の通り無償提供させていただきます。

1. 提供開始日

平成23年3月24日より随時受付いたします。

2. 提供物件・戸数

当社管理物件より3戸

※状況により、戸数を若干数追加する場合があります。

3. 使用形態

一時入居（建物使用貸借契約書を締結いただきます）

4. 入居条件等

(ア) 入居対象者について

- ① 市町村等が発行する罹災証明の交付を受けられた方（ない場合は罹災を確認できるものをご呈示ください）
- ② 福島原子力発電事故関連地区内（福島県飯舘村、南相馬市、葛尾村、浪江町、双葉町、田村市、大熊町、川内村、富岡町、楡葉町、広野町、いわき市）に平成23年3月11日現在で居住されていた方
- ③ 住所・本人確認ができる資料が必要です。（自動車運転免許証、健康保険証等）
- ④ 暴力団構成員等の入居はできません。

(イ) 入居期間

- ① 6ヶ月間とします。
- ② 引き続き入居を希望される場合は、有償にてご相談いただけます。

(ウ) 費用等について

- ① 当初6ヶ月間の家賃を免除し無償といたします。
- ② 敷金・連帯保証人は不要です。
- ③ 水道・光熱費等については入居者の自己負担とします。
- ④ 住宅総合保険の加入については入居者の自己負担とします。(年間¥7,000～¥8,000程度)

5. その他

提供する住宅には、エアコン・照明器具・カーテン・ガスコンロを設置済みです。

本件についてのお問い合わせ先(8:30～17:30)

香川県観音寺市本大町 1673 番地 3

株式会社フロンティア

電話：0875-23-3303 FAX：0875-23-3301

電子メール：info@frontier-inc.jp

---

【参考】

観音寺市東日本大震災被災者に対する緊急住宅対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東日本大震災による避難のため市内の民間賃貸住宅を利用する者に対し、その家賃の一部を補助するため東日本大震災による被災者に対する緊急住宅対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、もって被災者の生活基盤の安定を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、東日本大震災による災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用地域において被災した者又は東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、国が指定した避難対象区域等から避難してきた者で、被災した後に住宅賃貸借契約を締結し、かつ本市に存する賃貸住宅に1か月以上居住する者(以下「補助対象者」という。)をいう。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、補助対象者が居住する賃貸住宅の月額家賃に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50,000円を限度とする。ただし、月額家賃が入居日及び退去日により日割り金額となる場合は、その日割り家賃額(その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とする。

(補助期間)

第4条 補助金の交付期間は、交付決定のあった日の属する月から1年間とする。ただし、本市で他の制度により住宅の支援又は補助を受けた期間がある場合については、補助金の交付期間から除するものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、緊急住宅対策事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 被災証明書、被災証明書又は被災地で居住していたことが確認できる書類
  - (2) 世帯全員が記載された住民票の写し又は外国人登録原票記載証明書（被災地において住民票の取得が困難な場合は、運転免許証又は健康保険証の写し等により、住所の特定ができるもの）
  - (3) 住宅賃貸借契約書の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 この要綱の補助金の交付を受けた者及び同居人は、再度この補助金の交付を受けることはできない。ただし、第4条に規定する補助金の交付期間に達しないものについては、再度補助金の交付を受けることができる。
- 3 前項ただし書の規定により再度補助金の交付を受ける者については、既に交付を受けた期間を差し引いた期間について交付するものとする。
- 4 補助申請の期限は、平成24年3月31日とする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請を受け適当と認めるときは、緊急住宅対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第7条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、家賃の額等に変更があったときには、緊急住宅対策事業補助金変更承認申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、緊急住宅対策事業補助金変更承認通知書（様式第4号）又は緊急住宅対策事業補助金変更不承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 交付決定者は、住宅賃貸借契約書に基づく家賃の支払日から起算して10日以内に、請求書（様式第6号）に領収書又は支払った金額を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときには、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第9条 市長は、交付決定者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の対象となる賃貸住宅から退去したとき。
  - (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
  - (3) 申請した同居者以外の者の入居が判明したとき又は第三者に住居を転賃したことが判明したとき。
  - (4) 交付決定者及びその同居者が暴力団員であることが判明したとき。
  - (5) 正当な理由がなく関係書類の提出が遅れたとき。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、緊急住宅対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部について、期間を定めてその返還を命じることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行し、平成23年3月11日から適用する。